

## 調査実施者 追加説明資料

第 112 回サービス統計・企業統計部会の審議において整理、報告等が  
求められた事項等に対する回答



(御指摘事項①)

報告者が提出した調査票の回答内容の修正を行う際に、電話のほかメールでも対応できないか検討すること。

【回答】

まず、前回の部会において、報告者が提出した調査票の回答内容の修正を行うためには、サポートセンターに電話で申し出ることが必要と回答した点について、修正します。

御指摘を踏まえて改めて確認したところ、平成30年調査では、調査票と同時に配布する「記入のしかた」に、回答内容の修正を電子メールで送付する場合の送信先メールアドレスを記載し、電子メールによる回答内容の修正を受け付ける体制を取っていました。令和5年調査においても、同様に電子メールによる回答内容の修正を受け付ける体制とするとともに、送付先メールアドレスについては、「記入のしかた」への記載に加え、ホームページ上にも掲載して周知を図ることとします。

また、平成30年調査では、オンライン調査システム上で報告者が提出した調査票の回答内容の修正を行うことはできない設定となっていました。確認をしたところ、システム上の設定変更が可能でしたので、令和5年調査においては、調査票提出期限までの間は、システム上で報告者による回答内容の修正を受け付けるようにします。なお、提出期限以降は、回答内容の審査・疑義照会事務が始まることから、これらの事務の混乱等を避けるため、システム上での修正を受け付けない設定とし、電子メールや電話により対応のみに変更することとします。

(御指摘事項②)

調査票の記入内容について、計算書類の附属明細書等との一致を確かめるなど、チェックの仕組みについて検討すること。

【回答】

平成30年調査では、調査票と同時に配布する「記入のしかた」にチェックシートを付け、報告者に対し、回答提出前に記入漏れがないか等の回答内容の確認を促していました。

御指摘を踏まえ、令和5年調査では、当該チェックシートのチェック項目を追加し、法人税法施行規則で規定されている「勘定科目内訳書」や会社法で規定されている「計算書類の附属明細書」等の記載内容との整合性の確認についても促すこととします。

参考 調査票提出前 チェックシート  
(平成30年法人土地・建物基本調査「記入のしかた」より)

ご返送の前にご確認ください

連絡先を記入いただけましたか

- 調査票だけでなく、返信用封筒にも連絡先の記入欄がございますので、ご確認ください。
- 複数冊の調査票を提出する場合、各冊の第1面上部に提出冊数と何冊目かをご記入いただいたでしょうか。

あらかじめ印字してある項目は確認いただけましたか

- 平成30年1月1日現在に対応しているか、ご確認ください。
- 印字していない項目にも、漏れなくご記入いただけましたか。

面積などの単位に間違いはありませんか

- 調査票A、調査票Bは㎡単位で、調査票Cは千㎡単位でご記入いただけましたか。

土地・建物の記入の単位に間違いはありませんか。

- 宅地などは、筆ごとではなく土地区画ごとにご記入いただけましたか。
- 工場敷地にある建物は工場単位、それ以外の建物は棟単位でご記入いただけましたか。

漏れなくご記入いただけましたか。

- 敷地と建物の両方を所有されている不動産は、土地と建物それぞれにご記入いただけましたか。
- 非課税の土地も漏れなくご記入いただけましたか。
- 本所・本社・本店の敷地についても漏れなくご記入いただけましたか。

記入欄の誤りやご記入内容の重複はありませんか

- 特殊な用途の土地にあっても、事務所・店舗等の建物がある区画については、調査票A III-(1)にご記入いただけましたか。
- 建物については、工場は調査票A IV-(3)に、工場以外の建物のうち、延べ床面積200㎡以上のものは調査票A IV-(2)に、200㎡未満のものは調査票A IV-(1)にご記入いただけましたか。